

社援保発0516第1号
平成25年5月16日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて

後発医薬品は、先発医薬品と品質、有効性及び安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品である。

後発医薬品は、一般的に開発費用が安く抑えられていることから、先発医薬品に比べて薬価が低くなっており、政府においては、患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点等から後発医薬品の使用促進を行っている。

生活保護の医療扶助においても、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成24年4月13日社援保発0413第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）等により、後発医薬品の使用促進に努めてきたところであるが、今般、国全体で後発医薬品の普及に取り組む一環として、下記により、さらなる使用促進を図ることとしたので、管内福祉事務所及び関係機関に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知の施行をもって、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成20年4月30日社援保発第0430001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成24年4月13日社援保発0413第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）については廃止する。

記

1 後発医薬品の使用促進について

(1) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及は、患者の負担軽減及び医療

保険財政の改善に資すること等から、厚生労働省では、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」（平成19年10月）を策定し、総合的な取組を行っている。また、平成24年4月の診療報酬改定においては、引き続き後発医薬品の使用促進のための環境整備を行っているところである。

さらに、本年4月5日には、現在の使用促進策に係る課題を明らかにするとともに、新たな目標を設定して、今後、行政、医療関係者、医薬品業界など国全体で取組む施策として「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、後発医薬品のさらなる使用を促進することとしている。

- (2) 行政や各医療保険者など国全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる中、生活保護における後発医薬品の使用割合は、医療保険の後発医薬品の金額シェア8.5%（平成23年社会医療診療行為別調査・平成23年6月審査分）に対し、生活保護分は7.5%（平成23年医療扶助実態調査・平成23年6月審査分）にとどまっている。このため、今後、生活保護の医療扶助においても、国全体で後発医薬品の普及に取り組む一環として下記2に掲げる取組を行うことにより、生活保護受給者の便益を損なわないよう配慮しつつ、後発医薬品のさらなる使用促進を図ることとしたものである。

2 後発医薬品に関する取組

(1) 基本的な考え方

- ア 後発医薬品は、先発医薬品と品質、有効性及び安全性が同等であると認められた医薬品であり、国全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる。
- イ 上記1(1)及び(2)並びに上記ア等を総合的に勘案し、生活保護制度においては、処方医が一般名処方を行っている場合または銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない場合には、後発医薬品を原則として使用することとする。
- ウ 処方医が一般名処方を行っている場合または銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない場合にもかかわらず、先発医薬品の使用を希望する者に対しては、薬局において、先発医薬品を希望する事情等を確認した上で、先発医薬品を一旦調剤し、その先発医薬品を希望する事情等を福祉事務所に伝達するものとする。
- エ 福祉事務所は、上記ウの先発医薬品を希望する事情等を勘案し、明らかにその理由に妥当性がないと判断される場合には、福祉事務所が行う服薬指導を含む健康管理指導の対象にする。

(2) 生活保護受給者に対する周知

福祉事務所は、生活保護受給者に対して、別添1の文書例を参考にして作成したリーフレットを用いる等により、上記(1)アないしエについて周知徹底を図ること。

(3) 指定医療機関に対する取組

生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)の指定を受けている病院、診療所(以下「指定医療機関」という。)に対して、本取組について理解を求めること。

(4) 指定薬局に対する取組

生活保護法の指定を受けている薬局(以下「指定薬局」という。)に対して、別添2の文書例を参考にして作成したリーフレットを用いる等により、本取組及び以下の事項について理解、協力を求めるとともに、当該福祉事務所における生活保護受給者に対する本取組の周知の状況についても説明すること。

ア 指定薬局は、一般名処方による処方せんまたは銘柄名処方であつて後発医薬品への変更を不可としていない処方せんを持参した生活保護受給者に対して、原則として後発医薬品を調剤することとする。

生活保護受給者が先発医薬品を希望する場合には、本取組内容について理解を促すものとするが、引き続き希望する者については、一旦は先発医薬品を調剤する。この場合に、指定薬局はその事情等を確認するとともに、別添3の様式を参考にこれを記録すること。

イ 指定薬局は、一般名処方による処方せんまたは銘柄名処方であつて後発医薬品への変更を不可としていない処方せんを持参した生活保護受給者に対して、薬剤師の専門的な知見やその時点の在庫の都合等により、先発医薬品を調剤することはあり得るものであること。なお、指定薬局の在庫の都合によりやむを得ず先発医薬品を一旦調剤した場合は、以後は、後発医薬品を調剤できるよう体制整備に努めるものとする。

こうした場合においても別添3の様式を参考に先発医薬品を調剤した事情等を記録すること。

ウ 指定薬局は、上記アまたはイで記録した先発医薬品を調剤した事情等について、定期的に福祉事務所へ送付すること。

(5) 後発医薬品を使用していない者への対応

上記(4)ウにより、指定薬局から送付された先発医薬品を調剤した理由の記録について、明らかに先発医薬品を希望する理由に妥当性がないと

判断される場合には、福祉事務所は、当該生活保護受給者を服薬指導を含む健康管理指導の対象とすること。

また、それ以外の場合であっても、直接、当該生活保護受給者へ面会する等により、後発医薬品の使用について理解を促すこと。その結果、先発医薬品を希望する理由に妥当性がないと判断される場合には、服薬指導を含む健康管理指導の対象とすること。

3 留意事項

(1) 後発医薬品の使用促進への取組は、国全体で後発医薬品の普及に取り組む一環として実施するものであること。

このため、生活保護受給者に対する周知は、現に医療扶助が適用されているか否かにかかわらず広く行うこと。

また、周知にあたっては、リーフレット等を送付するだけでなく、家庭訪問の際にあらためて説明するなどにより、本取組の周知徹底を図ること。

(2) 指定医療機関及び指定薬局への説明は、リーフレット等を送付するだけでなく、訪問し説明するなどにより、本取扱の趣旨等について懇切丁寧な説明を行い理解を頂くよう努めること。

(3) 平成25年度予算では、後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正実施に係る取組を推進するため医療扶助相談・指導員を引き続き配置できるようにしているところであり、また、地方交付税において、福祉事務所における健康面に関して専門的に対応できる体制を強化できるようにしていること。

(4) 本取組は、生活保護受給者の後発医薬品の使用を原則とするものではあるが、当該受給者が医学的知見に基づき医薬品の使用が必要と判断されていることを鑑み、この原則に反していることを理由として保護の変更、停止または廃止を行い得るものと解釈してはならないこと。

(5) 本取組は、処方医が後発医薬品への変更を不可としている場合は、対象外としているものであること。

事 務 連 絡
平成 2 5 年 5 月 1 6 日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課医療扶助担当係長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課医療係長

生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて（留意事項）

平素より、生活保護行政の推進につき格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、今般、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成 25 年 5 月 16 日付社援保発 0516 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（以下「課長通知」という。）によりお示ししたところですが、留意事項について以下のとおり整理したので、管内福祉事務所及び関係機関に対し周知徹底をお願いします。

記

1 後発医薬品の使用促進の考え方

後発医薬品の普及は、一般的に開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が低くなっており、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、各医療保険者や行政等国全体で使用促進に取り組んでいるところである。こうした中、生活保護の医療扶助においても、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成 24 年 4 月 13 日社援保発 0413 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）等により普及に努めてきたが、今般、国全体で後発医薬品の普及に取り組む一環として、生活保護では、新たな使用促進策として、処方医が一般名処方を行っている場合または銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない場合には、後発医薬品を原則として使用することとし、更なる使用促進を図るものである。（課長通知 2 に記載した取り組みを以下「本取組」という。）。

2 本取組の実施に当たっての留意事項

(1) 後発医薬品に関する生活保護受給者に対する周知

生活保護受給者に対する本取組に関する周知は、現に医療扶助を受けているか否かにかかわらず、リーフレットを送付する等の方法により広く行って頂きたいこと。

また、周知にあたっては、リーフレット等を送付するだけでなく、家庭訪問の際にあらためて説明するなどにより、本取組の周知徹底を図ること。

ただし、入院中の者については退院した後に周知すればよいこと。

(2) 指定薬局に対する取組

ア 生活保護法の指定を受けている薬局（以下「指定薬局」という。）への本取組の説明は、リーフレット等を送付するだけでなく、訪問や電話等により懇切丁寧な説明を行うよう努めること。

イ 指定薬局における生活保護受給者への本取組についての説明は、福祉事務所より本取組について生活保護受給者に周知されていることを前提に行われることに留意し、管内指定薬局に生活保護受給者に対する本取組の周知状況を連絡するなどの配慮を行うこと。

ウ 指定薬局において、後発医薬品を原則として調剤する対象となる生活保護受給者は、後発医薬品のある先発医薬品を処方されている者であって、一品目でも処方医が処方せんに後発医薬品への変更を不可としていない（一般名処方を含む）処方せんを持参した者であること。

エ 課長通知の別添3の様式については参考として示すものであるが、実際にこれを活用する指定薬局において記録等の作業が過度な負担にならないよう配慮・工夫をするものであること。ただし、福祉事務所において、指定薬局が先発医薬品を調剤する事情等を把握し、これを集計できる様式であることに留意すること。

また、希望する指定薬局に対しては、別添3の様式の電子媒体（エクセル様式）を送付するなど、指定薬局において本取組を円滑に実施して頂くよう配慮すること。

オ 指定薬局は、先発医薬品を調剤した事情等の記録が、薬剤師の専門的知見や薬局の在庫の都合等によるものなどについては、福祉事務所へ送付する必要はないが、福祉事務所から求めがあった場合に、薬剤師の専門的知見や薬局の在庫の都合等によるものについても情報提供できるよう、記録は残しておく必要があること。

カ 指定薬局が福祉事務所へ先発医薬品を調剤した事情等の記録を送付する時期は、調剤券に関する事務等で福祉事務所と薬局が連絡調整を行う際に併せて行うなど、指定薬局において過度な負担にならないよう配慮すること。

キ 指定薬局が福祉事務所へ先発医薬品を調剤した事情等の記録を送付する方法は、郵送のほか、電子メールやFAX等による方法も考えられること。

ただし、個人情報に関するものであるため、その取扱については十分に留意するよう徹底すること。

ク 指定医療機関医療担当規程第6条において、

- ・ 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない
- ・ 薬剤師は処方せんに記載された医薬品が厚生労働大臣の定める医薬品であつて、当該処方せんを発行した医師が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならないと規定されていることに留意すること。

(3) 後発医薬品を使用していない者への対応

- ア 福祉事務所は、指定薬局から送付された先発医薬品を調剤した事情等の記録が、「単に後発医薬品が安価であるから」や「特に理由を言わない」など、明らかに先発医薬品を希望する理由に妥当性がないと判断される場合には、服薬指導を含む健康管理指導の対象とすること。健康管理指導は、福祉事務所が保健・医療に関する専門的な知見に基づき、医薬品に関する情報や正しい服薬方法について理解を促すとともに、必要に応じて自らの健康管理に関する意識を高めてもらうよう支援を行うものであること。
- イ また、先発医薬品を調剤した事情等の記録が「後発医薬品の使用に関する不安」などの場合は、直接、生活保護受給者へ面会する等により、後発医薬品の使用について理解を促すものとするが、その結果、先発医薬品を希望する理由に妥当性がないと判断される場合には、上記アと同様に対応すること。

(4) その他

- ア 生活保護等版電子レセプト管理システムにより、以下を抽出・把握できるため、本取組が適切に実施されるよう当システムを積極的に活用すること。
- ・ 後発医薬品へ切替可能な先発医薬品を使用している生活保護受給者
 - ・ 先発医薬品を使用している者が後発医薬品へ変更した場合の薬剤費の差額
 - ・ 後発医薬品へ切替可能な先発医薬品を調剤している薬局
 - ・ 後発医薬品の普及割合（金額ベース（調剤した後発医薬品の薬剤費／調剤全体の薬剤費））
- イ 平成25年度予算では、後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正実施に係る取組を推進するため医療扶助相談・指導員を引き続き配置できるようにしているところであり、また、地方交付税において、福祉事務所における健康面に関して専門的に対応できる体制を強化できるようにしている。このため、福祉事務所は、本取組及び健康管理指導が円滑かつ着実に実施されるよう体制整備に努めて頂きたいこと。
- ウ 生活保護受給者等に対して、後発医薬品の品質などについてより詳細な説明を行う必要がある等の場合には、厚生労働省のホームページに掲載されている「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について」（※）を参考にすること。

※URL：http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/kouhatu-iyaku/index.html

生活保護を受給している皆さまに後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用して頂くことを
お願いしています。

医師が後発医薬品の使用を認めてい
いる場合は、原則として使用して
いただくことにしています。

福祉事務所等からの依頼により、
薬局は、後発医薬品の使用に同意して
いただけない場合に、その理由等を
お伺いし、後日、福祉事務所に連絡
することがあります。

福祉事務所は、後発医薬品を使用
していただくように、詳しくお話し
をさせていただきますことがあります。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の
品質や効き目、安全性は、これまでの
お薬と同等です

国全体で後発医薬品の普及に取り組
んでいます

このため、生活保護では、国全体で後
発医薬品の普及に取り組む一環として、
医師が後発医薬品への変更を不可とし
ていない（一般名処方を含む）場合は、
後発医薬品を原則として使用していただ
くことにしています

薬局で、後発医薬品の使用について説
明を受けたときは、積極的に後発医薬品
を使用してください

後発医薬品の使用に同意していただ
けない場合は、後発医薬品以外の医薬品
が調剤されますが、薬局はその理由等を
確認し、後日、福祉事務所へ連絡する場
合があります

後発医薬品を使用できない特別の理由
等がある方は、福祉事務所や医師または
薬剤師にご相談ください

福祉事務所は、後発医薬品を使用し
ていない方へ、個別に理解を求めて、その
使用を促していく場合があります

後発医薬品は、品質や効き目、安全性
はこれまでのお薬と同等ですので、医師
が後発医薬品の使用を認めている場合
は、積極的に使用してください

生活保護を受給している皆さまにおか
れましても、後発医薬品の普及促進にご
理解・ご協力をお願いします

※ 医師が後発医薬品への変更を認めていない場合は対象外です

生活保護を受給している皆さまへ

後発医薬品の使用をお願いします

〇〇市

厚生労働省

こうはついやくひん 後発医薬品について

こうはつ いやく ひん
後発医薬品について、
わからないことや不安なことが
あるときは、福祉事務所や
医師または薬剤師に相談
しましょう。

【福祉事務所の連絡先】

* 次の団体でも後発医薬品に関する一般的なご質問
にお答えします。

- ・独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
fmda くすり相談 TEL 03-3506-9457
- ・公益社団法人 日本薬剤師会(火・金)
消費者くすり相談窓口 TEL 03-3353-2251
- ・日本ジェネリック製薬協会
TEL 03-3279-1890
- ・一般社団法人日本ジェネリック医薬品学会
TEL 03-3438-1073

くすり Q. どんなお薬なの？

こうはついやくひん
後発医薬品は、ジェネリック医薬品とも呼ばれ、
せんぱついやくひん おな ゆうこうせいぶん おな りょうふくくすり
先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬です。

きめ あんぜんせい だいじょうぶ Q. 効き目や安全性は大丈夫？

せんぱついやくひん ひんしつ きめ あんぜんせい どうとう
先発医薬品と品質や効き目、安全性が同等である
ことを厳正に審査したものですので、安心して使うこと
ができます。

つか Q. みんな使っているの？

せんぱついやくひん ていかかく いりょう しつ お
先発医薬品よりも低価格なため、医療の質を落とす
ことなく、医療費の削減につながります。

おうべい はばひろ つか にほん ぎょうせい
欧米では幅広く使われていて、日本でも、行政や
いりょうほけん くにぜんたい ふきゅうそくしん とく
医療保険など国全体で普及促進に取り組んでいます。

せいかつほご つか Q. 生活保護では使われているの？

くにぜんたい こうはついやくひん ふきゅうそくしん とく なか
国全体で後発医薬品の普及促進に取り組む中で、
せいかつほご ふきゅう おく
生活保護での普及は遅れています。

このため、医師が専門的な判断に基づいて、後発
いやくひん しょう みと ばあい げんそく こうはつ
医薬品の使用を認めている場合は、原則として後発
いやくひん しょう せいかつほご
医薬品を使用していただくことにより、生活保護での
ふきゅう そくしん
普及を促進していくことにしています。

生活保護における後発医薬品(ジェネリック医薬品)の取扱いについて
ご協力をお願い

- 国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいる中、生活保護における使用割合が全体に比べて低いこと等に鑑み、平成25年度より、生活保護においては、医師が後発医薬品への変更を不可としていない(一般名処方を含む)場合には、後発医薬品を原則として使用して頂くことにしました。

【生活保護を受けている方へのご対応】

- 生活保護を受けている方が、調剤を受けに来ましたら、下の囲みにある取組内容を説明していただき、原則として後発医薬品を調剤されるようお願いします。

※ ご説明する際には、別添のリーフレット(生活保護受給者に配布済)を活用ください。

- また、本人が先発医薬品を希望する場合は、取組内容について理解を促して頂いた上で、それでも引き続き先発医薬品を希望する際には、その希望する理由を確認してから、先発医薬品を調剤されるようお願いします。

【先発医薬品を調剤した事情等の記録・福祉事務所への情報提供】

- 先発医薬品を希望する理由については、これを別紙様式に記録して頂くようお願いします。

※ 別紙様式は電子媒体(エクセル様式)も用意しています。ご希望の薬局は、お手数ですが下記照会先へ、ご連絡ください。

- 薬剤師の専門的な知見や薬局の在庫による都合(※)により、先発医薬品を調剤することはあり得るものと考えられますが、こうした場合についても、その事情等を別紙様式等に記録して頂くようお願いします。

※ 可能な限り後発医薬品を調剤できる体制整備に努められますようお願いします。

- 記録した先発医薬品を調剤した事情等については、定期的に、福祉事務所へ情報提供して頂くようお願いします。

※ 福祉事務所は、頂いた情報を基に、本人に対して必要に応じて後発医薬品の使用を促していきます。

生活保護における後発医薬品に関する取組内容

- ① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ② 生活保護では、普及割合が低いこと等により、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合は、原則として使用して頂くことにしています。
※ 処方医が後発医薬品への変更を不可としている場合は対象外。
- ③ 医師が後発医薬品の使用が可能であると判断している場合は、薬局は原則として後発医薬品を調剤することになっています。

医師が後発医薬品の使用が可能であると判断しているにもかかわらず、本人が先発医薬品を希望し調剤を受けた場合には、薬局は、後日、その先発医薬品を希望した理由等を福祉事務所へ連絡することになっています。

【照会先】 ○○市△△部局課◇◇係 (○○-○○○○)

